

## 新規入会に関する 2026 年度特例措置（案）

一般社団法人日本救急救命士会  
令和 8 年 2 月 1 日施行

一般社団法人日本救急救命士会（以下「本会」という。）は、定款施行細則の規定にかかわらず、次のとおり特例措置を定め、当該措置の適用を受けて正会員として新規入会を希望する者については、本措置に定める条件を満たすものとする。

### 1. 特例措置の内容

入会金（5,000 円）は、入会登録後 6 年目に当たる 2030 年 4 月に納付するものとする。

入会登録の日から 5 年間は、年会費を免除するものとし、2030 年度以降は年会費 5,000 円を納付するものとする。

### 2. 適用対象

本特例措置の適用対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- 1) 救急救命士法第 34 条に規定する救急救命士養成施設に在学中に、本会の仮登録申請を行った者
- 2) 特例措置対象年度の前年度に実施された救急救命士国家試験に合格した者
- 3) 当該年度中に救急救命士免許の交付を受けた者

#### 【適用例：2026 年度特例措置対象者】

2025 年度に実施された第 49 回救急救命士国家試験に合格し、2026 年度中に新規入会申請を行った者。

### 3. 適用条件

過去に本会を退会した履歴を有しない者であること。

### 4. 注意事項

- 1) 本特例措置の適用を受けて正会員として登録された者については、定款に基づく正会員と同等の権利および義務を有するものとする。
- 2) 第 44 回（2021 年 3 月）から第 48 回（2025 年 3 月）までの救急救命士国家試験合格者のうち、2025 年度特例措置により既に正会員として登録されている者についても、本特例措置に準じ、国家試験合格後 5 年間の年会費を免除するものとする。  
ただし、既に納付された年会費については返金しないものとし、また、既に入会金を納付している場合には、再度の納付を要しないものとする。
- 3) 本特例措置の適用を希望しない者については、随時、通常の手続きにより入会を受け付けるものとする。
- 4) 本特例措置の適用開始日は令和 8 年 4 月 1 日とし、改正または廃止については、評議員会の決議によるものとする。